

第2章

生物多様性の保全及び 持続可能な利用に関する取組

第1節

昆明・モントリオール生物多様性枠組及び 生物多様性国家戦略 2023-2030 の実施

2022年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（CBD-COP15）第二部において、2030年ネイチャーポジティブの実現や30by30目標を含む新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。これを受け、我が国では、「生物多様性国家戦略2023-2030」を2023年3月に閣議決定しました。同戦略では、2050年ビジョン「自然と共生する社会」の達成に向け、2030年ミッションとして「2030年ネイチャーポジティブ」を掲げ、その達成のための5つの基本戦略とそれらに紐づく状態目標及び行動目標を設定し、2030年までにこれらの達成に向けた施策を推し進めていくこととしています。また、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の点検・評価プロセスに合わせ、点検・評価を実施し、取組状況の更なる向上を継続的に図っていくこととしています。

第2節

生物多様性の主流化に向けた取組の強化

1 多様な主体の参画

(1) マルチステークホルダーによる生物多様性主流化のための連携・行動変容への取組

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の達成や生物多様性国家戦略2023-2030の推進を目指し、産官学民の連携・協力による生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進するため設立された、「2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）」では、企業や自治体等の行動変容を促す取組を行いました。具体的には、2023年にとりまとめた「J-GBFネイチャーポジティブ行動計画」に基づき、J-GBFの構成団体が取り組んだ内容を共有するとともに、企業、自治体、団体等に向けて、ネイチャーポジティブの実現に向けた行動の第一歩として「ネイチャーポジティブ宣言」の発出の呼び掛けを進めました。2025年4月末時点で920の企業・団体が宣言を発出又は賛同しており、これらの宣言は、ネイチャーポジティブ宣言のポータルサイトで公表しています。また、ビジネスフォーラムや地域連携フォーラム、行動変容ワーキンググループ等の会議開催を通じて、生物多様性における知見の共有や、企業や国民の具体的な行動変容を促す取組について議論を深めました。

(2) 地域主体の取組の支援

生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において、都道府県及び市町村は生物多様性地域戦略の策定に努めることとされており、2025年3月末時点で47都道府県、179市区町村で生物多様性地域戦略が策定されています。

生物多様性の保全や回復、持続可能な利用を進めるには、地域に根付いた現場での活動を自ら実施し、また住民や関係団体の活動を支援する地方公共団体の役割は極めて重要なため、「生物多様性自治

体ネットワーク」が設立されており、2024年11月時点で199自治体が参画しています。

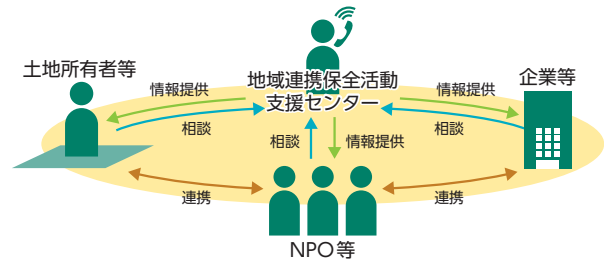
地域の多様な主体による生物多様性の保全・再生活動を支援するため、「生物多様性保全推進支援事業」において、全国で51の取組を支援しました。

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）（平成22年法律第72号）は、市町村やNPO、地域住民、企業など地域の多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することで、地域の生物多様性を保全することを目的とした法律です。同法に基づく地域連携保全活動計画の作成や地域連携保全活動支援センターの設置運営等の支援を行い、これまでに18地域が地域連携保全活動計画を作成し、25地域が同センターを設置しました。（図2-2-1、表2-2-1）

ナショナル・トラスト活動については、税制支援措置等を継続するとともに、非課税措置に係る申請時の留意事項等を追記した改訂版のナショナル・トラストの手引きの配布等を行いました。

また、利用者からの入域料の徴収、寄付金による土地の取得等、民間資金を活用した地域における自然環境の保全と持続可能な利用を推進することを目的とした地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平成26年法律第85号。以下「地域自然資産法」という。）の運用を進めました。2025年3月時点で、地域自然資産法に基づく地域計画が沖縄県竹富町と新潟県妙高市で作成されており、両地域において同計画に基づく入域料の収受等の取組が進められています。

図2-2-1 地域連携保全活動支援センターの役割



資料：環境省

表2-2-1 地域連携保全活動支援センター設置状況

【2025年3月時点】

地方公共団体名	地域連携保全活動支援センターの名称
北海道	北海道生物多様性保全活動連携支援センター（HoBiCC）※
青森県	青森県 環境エネルギー部 自然保護課
茨城県	茨城県生物多様性センター※
栃木県	栃木県 環境森林部 自然環境課※
栃木県小山市	小山市 総合政策部 ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進課
埼玉県	埼玉県生物多様性センター
埼玉県鴻巣市	鴻巣市コウノトリ野生復帰センター
千葉県	千葉県生物多様性センター
東京都	東京都生物多様性推進センター
福井県	福井県 エネルギー環境部 自然環境課※
長野県	長野県 環境部 自然保護課※
愛知県	愛知県 環境局 環境政策部 自然環境課※
愛知県名古屋市	なごや生物多様性センター※
滋賀県	生物多様性保全活動支援センター（滋賀県 琵琶湖環境部 自然環境保全課）※
京都府、京都市	きょうと生物多様性センター
大阪府堺市	ウェブサイト 「堺いさもの情報館／堺生物多様性センター」※
兵庫県	兵庫県 環境部 自然鳥獣共生課
奈良県	奈良県 景観・自然環境課
奈良県橿原市、高取町及び明日香村	飛鳥・人と自然の共生センター※
鳥取県	とっとり生物多様性推進センター
山口県	やまぐち生物多様性センター
徳島県	とくしま生物多様性センター※
愛媛県	愛媛県立衛生環境研究所 生物多様性センター
福岡県福岡市	ウェブサイト「生物多様性ふくおかセンター」
鹿児島県志布志市	志布志市生物多様性センター

※：既存組織が支援センターの機能を担っている。

資料：環境省

（3）生物多様性に関する広報・行動変容等の推進

毎年5月22日は国連が定めた「国際生物多様性の日」であり、2024年のテーマは「Be part of the Plan」でした。国内では、J-GBF 関係団体等が国際生物多様性の日を中心に生物多様性を感じ、学び行動するイベントを全国各地で開催しました。また、前項で紹介したJ-GBFの各種取組のほか、「こども霞が関見学デー」、「GTF グリーンチャレンジデー」など、様々な活動とのタイアップによる広報活動等生物多様性に配慮した事業活動や消費活動の促進に向けた活動を進めています。

(1) ネイチャーポジティブ経済への移行に向けた企業への支援

ネイチャーポジティブの実現に資する経済社会構造への転換を促すため、関係省庁とともに2024年3月に策定した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を踏まえ、同戦略の具現化に向けた各施策を実施しました。具体的には、企業等が持つネイチャーポジティブに資する技術の活用推進のためのマッチング機能を含む、ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォームの立ち上げ等を行いました。

経済界を中心に自発的な組織として設立された「経団連自然保護協議会」との連携・協力を継続しており、経団連自然保護協議会と協力してネイチャーポジティブに関するビジネス機会の創出を目指し、2024年12月にはビジネスマッチングイベントを開催しました。

2023年4月のG7環境・気候変動・エネルギー関係大臣会合において設立したG7ネイチャーポジティブ経済アライアンス（G7ANPE）では、CBD-COP16のサイドイベントとして、日本企業のネイチャーポジティブに資する具体的な活動や提供しているソリューション等に関する発信を経団連自然保護協議会とともに行いました。

(2) 自然関連情報開示とESG投融資等

民間レベルでの国際的な動きとしては、生物多様性・自然資本に関する情報開示の枠組を2023年に公表した自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）のほか定量的なインパクト評価や目標設定の手法を定めるScience Based Targets for Nature（SBTs for Nature）、生物多様性に関する国際規格を検討するISO TC331等において、生物多様性を企業経営に組み込んでいく仕組みづくりが加速しています。こうした国際的イニシアティブによる開示や目標設定等の促進、ESG投融資の促進等の動きを踏まえ、環境省ではネイチャーポジティブ経済研究会を継続して開催し、専門家・関係機関とともに課題の分析、必要な施策の検討を行いました。TNFDについては、アダプター企業数は我が国が154社（2025年4月時点）と世界最多であり、2024年度からは、TNFDへ2年間で約50万ドル相当の拠出（直接・間接支援の合算）を行い、TNFDデータファシリティの立ち上げに向けた共同研究等に着手しました。さらに、事業者向けにTNFDやネイチャーポジティブ経営等に係るワークショップ開催や、自然関連財務情報開示支援モデル事業のほか、TNFDに関する資料の翻訳等を通じ、企業の情報開示の実施・高度化を支援・促進しました。

(3) 生物多様性に配慮した消費行動への転換

事業者による取組を促進するためには、消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換していくことも重要です。そのための仕組みの一例として、生物多様性の保全にも配慮した持続可能な生物資源の管理と、それに基づく商品等の流通を促進するための民間主導の認証制度があります。こうした社会経済的な取組を奨励し、多くの人々が生物多様性の保全と持続可能な利用に関わることのできる仕組みを拡大していくことが重要です。

環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度のほか、生物多様性に配慮した持続可能な調達基準を策定する事業者の情報等について環境省のウェブサイト等で情報提供しています。また、農林水産省では、農産物の生産段階における温室効果ガス削減や生物多様性保全に貢献する努力を星の数で分かりやすくラベル表示する「見える化」を推進しています。あわせて、努力の「見える化」を行った農産物等及び有機農業により生産された農産物等について、官公庁を始め国等の機関の食堂での使用に配慮するよう国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成12年法律第100号）に基づく基本方針が見直されました。また、木材・木材製品については、グリーン購入法により、政府調達の対象とするものは合法性、持続可能性が証明されたものとされており、各事業者において自主的に証明し、説明責任を果たすために、証明に取り組むに当たって留意すべき事項や証明方法等については、国が定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に

準拠することとしています。加えて、合法伐採木材等の利用を促進することを目的として、木材等を取り扱う事業者に合法性の確認を求める合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）（平成28年法律第48号）が2017年5月に施行されました。政府は、この法律の施行状況について検討を進め、2023年4月に成立した「クリーンウッド法の一部を改正する法律」（令和5年法律第22号）では、国内市場で最初に木材等の譲受け等をする木材関連事業者による合法性確認等の義務付けや、合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう小売事業者を木材関連事業者に追加することなどを措置しました。2025年4月の施行に向けて、説明会の開催や林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じた情報発信等を行いました。

3 自然とのふれあいの推進

(1) 国立公園満喫プロジェクト等の推進

2016年3月に政府が公表した「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた10の柱施策の一つとして、国立公園満喫プロジェクトがスタートしました。本プロジェクトでは、美しい日本の国立公園の自然を守りつつ、そのブランド力を高め、国内外の誘客を促進することにより、国立公園の所在する地域の活性化を図り、自然環境の「保護と利用の好循環」を実現するため、阿寒摩周、十和田八幡平、日光、伊勢志摩、大山隠岐、阿蘇くじゅう、霧島錦江湾、慶良間諸島の8つの国立公園を中心に、先行的、集中的な取組を進めてきました。2021年以降は、先行公園の取組成果を踏まえ、全35国立公園への取組の展開を進めており、現在、13公園において、実行計画となる「ステップアッププログラム2025」が策定されているほか、全ての国立公園において、利用推進の取組が進められています。

また、インバウンド需要が急速に回復する中、国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進することとし、2023年6月に「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針」を策定しました。これに基づき、2023年8月に国立公園における滞在体験の魅力向上のための「先端モデル事業」を開始し、対象とする十和田八幡平（十和田湖地域）、中部山岳（南部地域）、大山隠岐（大山蒜山地域）、やんばるの4つの国立公園において、地域の関係者と連携し、民間提案を取り入れつつ、国立公園の利用の高付加価値化に向けた基本構想の策定や、特に集中的に取り組む利用拠点の選定等を進めました。このほか、同取組方針に基づき、2024年5月からは、国立公園ならではの感動体験の拠点となる宿泊施設についての検討を開始し、2024年10月に「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン（1.0版）」を公表したところです。

加えて、2023年9月に北海道で開催されたアドベンチャートラベル（以下、「AT」という。）ワールドサミット2023を踏まえ、2024年度は国立公園の優れた自然を活用し、観光事業者等と連携し、ATの5つの要素（ローインパクト、ユニーク、挑戦、ウェルネス、自己変革）を備えた、自然体験アクティビティ・ツアーの企画・試行・自走化・受入れ体制整備を、釧路湿原、阿寒摩周、知床、磐梯朝日、日光、上信越高原、中部山岳、秩父多摩甲斐、妙高戸隠連山、伊勢志摩、瀬戸内海、阿蘇くじゅう国立公園で実施しました。

昨年度に引き続き、国立公園オフィシャルパートナーシップを9社と新規締結し、合計146社・団体となったほか、ビジターセンターや歩道等の整備、多言語解説やツアー・プログラムの数の充実と質の確保・向上に向けた検討、ガイド人材等の育成支援、利用者負担による公園管理の仕組みの調査検討、国内外へのプロモーション等を行いました。

(2) 自然とのふれあい活動

みどりの月間（4月15日～5月14日）等を通じて、自然観察会など自然とふれあうための各種活動や、サンゴ礁や干潟の生き物観察など、こどもたちが国立公園等の優れた自然地域を知り、自然環境の大切さを学ぶ機会を提供しました。国立公園等の利用の適正化のため、自然公園指導員の委嘱やパークボランティアの連絡調整会議等を実施し、利用者指導の充実を図りました。

国立公園の周遊促進を目的とした、アプリを用いた「日本の国立公園めぐりスタンプラリー」の運営や、国立公園の風景を楽しむことができるカレンダーの作成を行いました。

国営公園においては、ボランティア等による自然ガイドツアー等の開催、プロジェクト・ワイルド等を活用した指導者の育成等、多様な環境教育プログラムを提供しました。

(3) 自然とのふれあいの場の提供

ア 国立・国定公園等における取組

国立公園の安全で快適な利用を図るため、保護上及び利用上重要な地域の公園施設について、国の直轄事業により整備・改修を進めるとともに、公園施設を安全にかつ長期間使用できるようインフラの長寿命化、多様な利用者が国立公園の魅力にふれられるよう多言語化や施設のユニバーサルデザイン化の推進等に取り組みました。2024年度には、大山隠岐国立公園の下山キャンプ場や、富士箱根伊豆国立公園の田貫湖畔で富士山を望む田貫湖富岳テラス等を再整備しました。また、地方公共団体が実施する国立・国定公園及び長距離自然歩道等に対して、自然環境整備交付金等を交付し、47都道府県の事業を支援しました。現在、長距離自然歩道の計画総延長は約2万8,000kmに及んでいます。

旧皇室苑地として広く親しまれている国民公園（皇居外苑、京都御苑、新宿御苑）及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑では、施設の改修、芝生・樹木の手入れ等を行いました。また、施設の利便性を高めるため、新宿御苑においてコワーキングスペースの運営を開始するなど取組を進めました。

イ 森林における取組

保健保安林等を対象として防災機能、環境保全機能等の高度発揮を図るための整備を実施するとともに、国民が自然に親しめる森林環境の整備に対し助成しました。また、森林環境教育の場となる森林・施設の整備等への支援策を講じました。国有林野においては、森林教室等を通じて、森林・林業への理解を深めるための「森林ふれあい推進事業」等を実施するとともに、国民による自主的な森林づくりの活動の場である「ふれあいの森」等の設定・活用を図り、国民参加の森林づくりを推進しました。また、「レクリエーションの森」の中でも特に優れた景観を有するなど、地域の観光資源として潜在能力の高い箇所として選定をした「日本美しい森 お薦め国有林」において、重点的に観光資源の魅力の向上、外国人も含む旅行者に向けた情報発信等に取り組み、更なる活用を推進しました。

(4) 温泉の保護及び安全・適正利用

温泉の保護、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の適正な利用を図ることを目的とした温泉法（昭和23年法律第125号）に基づき、温泉の掘削・採取、浴用又は飲用利用等を行う場合には、都道府県知事や保健所設置市長等の許可等を受ける必要があります。2023年度には、温泉掘削許可126件、増掘許可16件、動力装置許可111件、採取許可39件、濃度確認86件、浴用又は飲用許可1,817件が行われました。

環境大臣が、温泉の公共利用増進のため、温泉法に基づき地域を指定する国民保養温泉地については2025年3月末時点で79か所を指定しています。

2018年5月から現代のライフスタイルに合った温泉地の楽しみ方として「新・湯治」を推進するためのネットワークである「チーム新・湯治」を立ち上げ、2024年度は3回のセミナーを実施しました。2025年3月末時点で458団体が参加しています。

また、温泉地全体での療養効果を科学的に把握し、その結果を全国的な視点に立って発信する「全国『新・湯治』効果測定調査プロジェクト」について、「新・湯治」の効果の検証・発信を各温泉地における自主的な取組として継続していくためのモデル事業を実施しました。

(5) 都市と農山漁村の交流

農泊の推進による農山漁村の活性化と所得向上を実現するため、農泊をビジネスとして実施するため

の体制整備や、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げるための専門家活用等の取組、古民家等を活用した滞在施設等の整備の一体的な支援を行うとともに、農泊地域の情報発信など戦略的な国内外へのプロモーションを行いました。

また、農山漁村が有する教育的効果に着目し、農山漁村を教育の場として活用するため、関係府省が連携し、子供の農山漁村における体験等を推進するとともに、農山漁村を都市部の住民との交流の場等として活用する取組を支援しました。

第3節

生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理

1 生態系ネットワークの形成

優れた自然環境を有する保護地域を核として、OECM等を有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）の形成を推進するとともに、重要地域の保全や自然再生に取り組み、私たちの暮らしを支える森里川海のつながりを確保することが重要です。

森里川海の恵みを将来にわたって享受し、安全で豊かな国づくりを行うため、環境省と有識者からなる「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトを立ち上げ、2016年9月には「森里川海をつなぎ、支えていくために（提言）」を公表しました。

2022年には、里山にて環境教育イベントを実施したほか、流域単位で地域の歴史や伝統、文化、人と自然の共生について考える取組として、「森里川海ふるさと絵本」を制作し、河川の恵みに関する情報・知見を共有しました。2023年以降は、「絵本制作マニュアル」をウェブサイトで紹介し、横展開を図っています。

(1) 水田や水路、農業用ため池等

水田や水路、農業用ため池等の水と生態系のネットワークの保全のため、地域住民の理解・参画を得ながら、生物多様性保全の視点を取り入れた農業生産基盤の整備を推進しました。また、生態系の保全に配慮しながら生活環境の整備等を総合的に行う事業等に助成し、魅力ある田園空間の形成を促進しました。さらに、農村地域の生物や生息環境の情報を調査し、農業水利施設の利用においても支障になっている外来生物対策の検討など、生物多様性を確保するための取組を進めました。

生物多様性等の豊かな地域資源を活かし、農山漁村を教育、観光等の場として活用する集落ぐるみの取組を支援しました。

(2) 森林

生態系ネットワークの根幹として豊かな生物多様性を構成している森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林整備事業による適切な造林や間伐等の施業を実施するとともに、自然条件等に応じて、針広混交林化や複層林化を図るなど、多様で健全な森林づくりを推進しました。また、森林の保全により森林の有する公益的機能を発揮させるため、保安林制度・林地開発許可制度等の適正な運用を図るとともに、治山事業においては、周辺の生態系に配慮しつつ、荒廃山地の復旧整備、機能の低下した森林の整備等を計画的に推進しました。さらに、松くい虫など病害虫や野生鳥獣による森林被害の対策の総合的な実施、林野火災予防対策を推進しました。

森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める森林環境教育や、市民やボランティア団体等による里山林の保全・利用活動等、森林の多様な利用

及びこれらに対応した整備を推進しました。また、企業、森林ボランティアなど、多様な主体による森林づくり活動への支援や緑化行事の推進により、国民参加の森林づくりを進めました。

モントリオール・プロセスでの報告等への活用を図るため、森林資源のモニタリングを引き続き実施するとともに、時系列的なデータを用いた解析手法の開発を行いました。

国家戦略及び「農林水産省生物多様性戦略」（2023年3月改定）に基づき、森林生態系の調査など、森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた施策を推進しました。国有林野においては、原生的な天然林を有する森林や希少な野生生物の生育・生息する場となる森林である「保護林」や、これらを中心としたネットワークを形成することによって野生生物の移動経路となる「緑の回廊」において、モニタリング調査等を行い森林生態系の状況を把握し順応的な保護・管理（定期的なモニタリング等の調査によって現状を把握し、計画を検証・修正することによって、その時々科学的知見等に基づいた最適な保護・管理を行っていく手法）を推進しました。

国有林野において、育成複層林や天然生林へ導くための施業の推進、広葉樹の積極的な導入等を図るなど、自然環境の維持・形成に配慮した多様な森林施業を推進しました。また、優れた自然環境を有する森林の保全・管理や国有林野を活用して民間団体等が行う自然再生活動を積極的に推進しました。さらに、森林における野生鳥獣被害防止のため、地域等と連携し、広域的かつ計画的な捕獲と効果的な防除等を実施しました。

(3) 河川

河川の保全等に当たっては、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等を保全・創出するための「多自然川づくり」を推進しました。

多様な主体と連携して、河川を基軸とした広域的な生態系ネットワークを形成するため、湿地等の保全・創出や魚道整備等の環境整備事業を推進するとともに、流域一体となった生態系ネットワークのより一層の推進を目的として「水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」を開催しました。

さらに、災害復旧事業においても、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、従前から有している河川環境の保全に取り組みました。

河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベースとして公表しています。また、世界最大規模の実験河川を有する国立研究開発法人土木研究所自然共生研究センターにおいて、河川や湖沼の自然環境保全・創出のための研究を進めました。加えて、生態学的な観点から河川を理解し、川の在るべき姿を探るために、研究開発を進めました。

(4) 湿地

湿原や干潟等の湿地は、多様な動植物の生息・生育地等として重要な場です。しかし、これらの湿地は全国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、既に失われてしまった湿地の再生・修復の手立てを講じることが必要です。2016年4月に公表した「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」について、湿地とその周辺における生物多様性への配慮の必要性を普及啓発しました。

多様な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出のため、湿地・干潟の整備等の環境整備事業を推進しました。

(5) 山麓斜面等

山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観を保全・創出するために、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図りました。また、生物の良好な生息・生育環境を有する溪流や里山等を保全・再生するため、地元関係者等と連携した山腹工等を実施しました。土砂災害防止施設の整備に当たり良好な自然環境の保全・